

吉田町新婚生活応援補助金チェックリスト ◎申請書提出期限：令和9年3月10日

以下の確認事項の全てに該当していることが補助金の交付の条件となります。

要件区分	確認事項	確認欄
1 補助対象者	(1) 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻している夫婦（婚姻届を提出し、受理されていること。）	
	(2) (1)に該当し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻に伴い、新たに町内に住宅を購入又は賃借し、引越しをしていること。	
	(3) 住所が当該住宅の住所となっていること。	
	(4) 補助金の交付を受けた日から3年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。	
	(5) 婚姻時において、夫婦の双方が39歳以下であること。	
	(6) 令和7年分の所得（夫婦の合計所得金額）が500万円未満であること。	
	(7) 他の公的制度による補助を受けていないこと。	
	(8) 過去にこの制度による補助を受けていないこと。	
	(9) 夫婦のいずれも、町の税金及び料金等を滞納していないこと。	
	(10) 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの講座等を受講していること。	

補助対象経費及び補助額

1 住居費	当該住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、上記から当該住宅手当の額を除く。
2 引越費用	引越し費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用
3 リフォーム費用	婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用
4 補助金の額	住居費と引越費用及びリフォーム費用を合算した額とし、以下の区分に応じた額とする。 婚姻時において夫婦の双方が29歳以下である世帯：上限60万円 婚姻時において夫婦の双方が39歳以下である世帯：上限30万円

申請時提出書類

書類名	確認欄
A 吉田町新婚生活応援補助金交付申請書（様式第1号）	
B 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	
C 全世帯員の住民票の写し	
D 夫及び妻の令和7年分の所得証明書	
E 【※住宅を取得した又は賃借している場合】 ①住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し ②領収書又は支払額が確認できる書類の写し	
F 【※住宅を賃借し給与所得者である場合】 住宅手当支給証明書（様式第2号）	
G 【※貸与型奨学金を返済している場合】 貸与型奨学金の返済額が分かる書類	
H 【※引越し費用を申請する場合】 引越しに係る領収書の写し	
I 【※リフォーム費用を申請する場合】 ①工事請負契約書又は請書 ②領収書又は支払額が確認できる書類の写し	
J 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムの講座等の受講証明書等 ①又は②のいずれか ①インターネットで「結婚新生活支援事業」と検索していただき、受講証明書を取得して下さい。 【取得までの流れ】1.講座又は教材の受講 → 2.アンケートの回答 → 3.受講証明書の発行 ②妊娠の可能性があり医療機関を受診や、妊婦健診の受診、不妊に関する相談をした場合、母子手帳又は医療機関が発行した明細書の写し。また、夫婦共に受診等したことを口頭で確認する。	